

議案第14号

富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

扶養手当の見直し等をするため、富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者、地方公務員法」を「もの及び地方公務員法」に改め、「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第15条において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法」を削る。

第6条第2項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは」に改め、「の各号」を削り、「者を扶養親族とする」を「ものをいう」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第6条第2項第2号中「子及び」を削る。

第7条中「の各号」を削り、同条第1号中「者」を「もの」に改め、同条第2号中「その他の」の次に「交通の」を加え、「ある者」を「あるもの」に改め、同条第3号中「者」を「もの」に改める。

第9条第1項中「等」を削り、同条第2項中「等」を削り、「に勤務」の次に「すること」を加え、同条第3項中「前2項の休日等」を「前2項の休日」に改める。

第11条を次のように改める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第11条 第8条、第9条第2項及び第10条の規定は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次条において「管理職員」という。）については適用しない。

第16条中「第5条及び第6条」を「第6条」に改め、同条を第21条とする。

第15条の見出し中「についての適用除外」を「の給与」に改め、同条第1項を次のように改める。

水道企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）であるものの給与は、報酬又は給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、富士見市会計

年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

第15条第2項中「第12条及び第13条」を「第13条及び第14条」に改め、同条を第20条とする。

第14条の4を第19条とし、第14条の3を第18条とする。

第14条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「（昭和27年法律第289号）」を加え、同条を第17条とする。

第14条を第16条とする。

第13条の2第2項中「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき）」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第12条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務する場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第21条の次に次の1条を加える。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 2 富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「第5条及び」を削る。